障害福祉サービスにおける人員配置基準（令和７年１０月１日現在）

＜注意点＞

・以下の人員配置基準は令和７年10月１日現在のものであり、今後制度改正等により変更が生じる場合があります。

・療養介護、重度障害者等包括支援、宿泊型自立訓練、就労移行支援（養成施設）、障害者支援施設については個別に問い合わせ願います。

・計画相談支援については、各市町村が指定権者となりますので、事業所開設予定地の市町村に問い合わせ願います。

# 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者 | １人（常勤）　※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 |
| サービス提供責任 | 事業規模に応じて１人以上  ※管理者との兼務及び常勤換算可 |
| 従業者 | 常勤換算で２．５以上 |

# 生活介護

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理者 | | １人（常勤）　※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 |
| 従業者 | 医師 | 日常生活の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数  ※嘱託医の配置でも可 |
| 看護職員 | 生活介護の単位毎に、１人以上 |
| 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は，生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 |
| 生活支援員 | 生活介護の単位毎に、1 人以上　※１人以上は常勤 |
| サービス管理責任者 | 利用者数60人以下：１人以上  利用者数61人以上：１人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上  ※１人以上は常勤 |

※看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は生活介護の単位ごとに常勤換算で ①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数

|  |  |
| --- | --- |
| 平均障害支援区分 | 生活支援員等の総数 |
| ①４未満 | 利用者数を６で除した数以上 |
| ②４以上５未満 | 利用者数を５で除した数以上 |
| ③５以上 | 利用者数を３で除した数以上 |

※平均障害支援区分の計算方法

{（２×障害支援区分２に該当する利用者の数）＋（３×障害支援区分３に該当する利用者の数） ＋（４×障害支援区分４に該当する利用者の数）＋（５×障害支援区分５に該当する利用者の数） ＋（６×障害支援区分６に該当する利用者の数）} ÷ 利用者の数合計

# 短期入所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 管理者 |  | | １人（常勤）  ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 |
| 従業者 | 併設型空床型 | 本体施設が指定障害者支援施設等の場合 | 本体施設の利用者数と短期入所の利用者数の合計を本体施設の利用者数とみなした場合において、本体施設として必要とされる数以上 |
| 本体施設が指定共同生活援助事業所等の場合 | ①本体施設のサービス提供時間帯  ・本体施設の利用者数と短期入所の利用者数の合計を本体施設の利用者数とみなした場合において、本体施設における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上    ②それ以外の時間帯  ・当該日の利用者の数が６人以下の場合においては、１以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、７人以上の場合においては、１に当該日の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 |
| 単独型 | 指定生活介護等日中活動系サービス事業所と一体的に実施する場合 | ①指定生活介護等のサービス提供時間帯  ・当該指定生活介護事業所等の利用者数と当該単独型短期入所事業所の利用者数の合計を当該指定生活介護事業所等の利用者数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上    ②それ以外の時間帯  ・当該日の利用者の数が６人以下の場合においては、１以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、７人以上の場合においては、１に当該日の利用者の数が６を超えて６又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 |
| 上記以外 | ②と同じ |

# 自立訓練（機能訓練）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理者 | | １人（常勤）  ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 |
| 従業者 | 看護職員 | １人以上　※１人以上は常勤 |
| 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | １人以上 |
| 生活支援員 | １人以上　※１人以上は常勤 |
| サービス管理責任者 | 利用者数60人以下：１人以上  利用者数61人以上：１人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上  ※１人以上は常勤 |

※看護職員，理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算で利用者数を６で除した数以上

　※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員　を１人以上置くこと

# 自立訓練（生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理者 |  | １人（常勤）　※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 |
| 従業者 | 生活支援員 | 常勤換算で、利用者数を６で除した数　※１人以上は常勤 |
| サービス管理責任者 | 利用者数60人以下：１人以上  利用者数61人以上：１人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上  ※１人以上は常勤 |

※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を１人以上置くこと

# 就労選択支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理者 |  | １人（常勤） ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 |
| 従業者 | 就労選択支援員 | 常勤換算で利用者数を 15 で除した数以上 |

# 就労移行支援（養成施設を除く）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理者 |  | １人（常勤）　※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 |
| 従業者 | 職業指導員及び生活支援員 | ・総数：常勤換算で利用者数を６で除した数以上  ・職業指導員の数：１人以上  ・生活支援員の数：１人以上  ※1人以上は常勤 |
| 就労支援員 | 常勤換算で利用者数を 15 で除した数以上 |
| サービス管理責任者 | 利用者数60人以下：１人以上  利用者数61人以上：１人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上  ※１人以上は常勤 |

# 就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理者 |  | １人（常勤）　※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 |
| 従業者 | 職業指導員及び生活支援員 | ・総数：常勤換算で利用者数を 10 で除した数以上  ・職業指導員の数：１人以上  ・生活支援員の数：１人以上  ※１人以上は常勤 |
| サービス管理責任者 | 利用者数 60 人以下：１人以上  利用者数 61 人以上：１人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上  ※１人以上は常勤 |

# 共同生活援助

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 介護サービス包括型 | 日中サービス支援型 | 外部サービス利用型 |
| 管理者 | | １人（常勤）　※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 | | |
| 従業者 | 世話人 | 常勤換算で、利用者数を６で除した数以上 | 常勤換算で、利用者数を５で除した数以上 | 常勤換算で、利用者数を６で除した数以上  ※平成26年４月１日において現に存する事業所については、当分の間、10で除した数以上 |
| 生活支援員 | 常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計以上  ①障害支援区分３に該当する利用者の数を９で除した数  ②障害支援区分４に該当する利用者の数を６で除した数  ③障害支援区分５に該当する利用者の数を４で除した数  ④障害支援区分６に該当する利用者の数を2.5で除した数 | |  |
| サービス管理責任者 | 利用者数30人以下：１人以上  利用者数31人以上：１人に，利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 | | |

　※日中サービス支援型においては、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上　の夜間支援従事者を置くこと。

※日中サービス支援型においては、世話人及び生活支援員のうち、１人以上は常勤でなければならない。

【サテライト型住居について】

　　本体住居との密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される住居（介護サービス包括型及び外部サービス型に限る。）

　　上記の「共同生活住居」には、サテライト型住居に係るものは除かれる（指定事業所の利用定員は含まれる。）。

〇サテライト型住居の基準

　　①　入居定員を１人とすること。

　　②　日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

　　③　居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

# 一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者 | １人（常勤）　※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 |
| 従業者 | ・専従の指定地域移行支援・地域定着支援従事者（業務に支障がない場合は他の職務との兼務可。以下「指定地域移行支援従事者等」という。）を置くこと  ・指定地域移行支援従事者等のうち、１人以上は相談支援専門員であること |

# 多機能型に関する特例

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者 | １人以上（その他の従業者との兼務可能） |
| サービス管理責任者 | 各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数に関わらず、  利用者数60人以下：１人以上  利用者数61人以上：１人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上  ※１人以上は常勤  ※各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされるサービス管理責任者は兼務が可能  ※利用定員が19人以下の多機能事業所にあってはサービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能 |
| 従業者 | 利用定員が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の員数に関わらず１人以上とする。  ※各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者間での兼務は認められない  ※各指定障害福祉サービス事業所ごとに必要な人員が確保される必要がある。 |

# 児童発達支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理者 | | １人（常勤）　※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 |
| 児童発達管理責任者 | | １人以上（1人以上は専任かつ常勤） |
| 従業者 | 児童指導員又は保育士 | １人以上は常勤  合計数が以下区分に応じてそれぞれに定める数以上  ①障害児の数が10人まで　２人  ②10人を超えるもの　２人に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ※機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含めることができる  ※機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること |
| 児童発達管理責任者 | １人以上（１人以上は専任かつ常勤） |
| 機能訓練担当職員 | 機能訓練を行う場合に置く |
| 看護職員 | 医的ケアを行う場合に置く |

※医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合の従業員については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる。

※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準については、別で定められており、次の①～⑤につき各々１人以上配置することとされている。

①嘱託医、②看護職員、③児童指導員又は保育士、④機能訓練担当職員（機能訓練を行わない時間帯ついては、置かないことができる）、⑤児童発達支援管理責任者

# 放課後等デイサービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理者 | | １人（常勤） ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可 |
| 児童発達管理責任者 | | １人以上（１人以上は専任かつ常勤） |
| 従業者 | 児童指導員又は保育士 | １人以上は常勤  合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上  ①障害児の数が10人まで　２人  ②10人を超えるもの　２人に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ※機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含めることができる  ※機能訓練担当職員、看護職員を数を合計数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること |
| 児童発達管理責任者 | 1人以上（１人以上は専任かつ常勤） |
| 機能訓練担当職員 | 機能訓練を行う場合に置く |
| 看護職員 | 医的ケアを行う場合に置く |

　※医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合の従業員については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる

※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準については、別に定められており、次の①～⑤につき各々1人以上配置することとされている。

①嘱託医、②看護職員、③児童指導員又は保育士、④機能訓練担当職員（機能訓練を行わない時間帯ついては、置かないことができる）、⑤児童発達支援管理責任者